

**令和7年度採用 福岡市男女共同参画推進センター
会計年度任用職員【相談専門員】 募集案内**

1 応募受付期間

郵送申込	2024（令和6）11月22日（金）～2025（令和7）年1月6日（月）【必着】
------	--

2 募集内容

職名	相談専門員
採用予定人数	2人
職務の概要	家庭や職場、心の問題などに関する電話または面接による相談業務 上記に掲げるもののほか所属長が特に必要と認める業務
勤務地	福岡市市民局男女共同参画部事業推進課 (福岡市男女共同参画推進センター・アミカス(福岡市南区高宮三丁目3番1号))
任用期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで ※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことがあります。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。
受験資格	<p>1 次の資格要件を全て満たす人</p> <p>(1) 任用期間を通して職務に従事できる人</p> <p>(2) 男女共同参画の推進に関心が高い人</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・臨床心理士、精神保健福祉士、公認心理師のいずれかの資格、又は保健師、助産師のいずれかの免許を持ち、2年以上の実務経験を有する人 ・児童・女性・母子相談機関において、相談業務の従事経験を2年以上有する人 <p>※2年以上の実務経験とは、令和7年3月末迄の経験見込を含みます。</p> <p>2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人</p> <p>【地方公務員法第16条（抄）】</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人</p> <p>(2) 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人</p> <p>(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p> <p>※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。</p> <p>3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人</p>

3 選考の日時・会場・試験内容・合格発表

	一次選考（書類審査）	二次選考
日時・会場	<ul style="list-style-type: none"> 資格審査: 資格要件を満たしているか、確認します。 課題作文: 募集申込書添付の作文について、評定します。 	令和7年2月2日（日） 会場・アミカス ※場所・日時等の詳細は一次試験合格者に通知します。
内容		面接試験
合格発表	令和7年1月下旬発送	令和7年2月中旬

※合格発表

一次選考：受験者全員に結果を文書で通知します。

二次選考：上記の方法に加え、福岡市男女共同参画推進センター・アミカス正面入口及び福岡市ホームページに合格者の受験番号の掲示を行います。

4 合格から採用まで

- 最終合格者は、令和8年3月31日までに登録期間とする会計年度任用職員採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という。）に登載されます。
- 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和7年4月1日以降の採用を行います。
- 令和7年4月1日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度中途に候補者名簿から採用を行うことがあります。
- 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

5 勤務条件等

勤務日	週5日程度（土曜、日曜、祝日の勤務あり）
休日	4週間に11日
勤務時間	原則として、9時45分から17時15分（月に2回程度20時15分）までの間で、勤務時間を割振ります。 4週間に110時間（週当たりおおよそ27時間30分、1日平均5時間30分）
給与	月額192,038円から214,442円（地域手当を含む。） ※採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員を含む）として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与月額を決定します。
期末手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給
勤勉手当	年2回（6月、12月）在職期間に応じて支給
交通費	条例、規則等に基づき別途支給（月55,000円まで（日額制は1日2,619円まで））
その他諸手当等	条例、規則等の定めるところにより、時間外勤務手当などを支給

休暇等	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度あり
社会保険	任用期間等に応じて健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金、労災保険、雇用保険の適用あり
公務災害	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬等支給日：毎月20日（日額制、時間額制の場合は翌月20日） （ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当は翌月20日） ・採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更

6 応募方法等

提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・福岡市男女共同参画推進センター会計年度任用職員 選考試験申込書 ・課題作文 ・返信用封筒1部（110円切手を貼り、宛先を明記した長形3号・第1次選考結果通知用） <p>※申込書は、福岡市男女共同参画推進センター・アミカス、福岡市役所1階情報プラザ、各区役所情報コーナー、各出張所等で配布します。</p>
受付期間	令和6年11月22日（金）～令和7年1月6日（月）【必着】
提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送又は持参 ・封筒の表に「受験申込書在中」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、郵送してください。 ・持参の場合は、午前9時30分から午後5時まで。ただし、次の日を除きます。 <p>※ 土曜、日曜、祝日、11月26日（火）、12月10日（火）、12月28日～1月3日</p>
提出先	福岡市男女共同参画推進センター・アミカス 1階事務室 〒815-0083 福岡市南区高宮三丁目3番1号

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・試験成績については、本人に限り、合格者発表日の翌週月曜日（閉庁日の場合はその翌日）から1か月間（郵送による請求の場合は消印有効）、開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

福岡市男女共同参画推進センター・アミカス 職員採用担当

電話：092-526-3755

〒815-0083 福岡市南区高宮三丁目3番1号

9 申込先、試験会場案内図

○交通案内

西鉄天神大牟田線 「高宮駅」下車すぐ

西鉄バス 「西鉄高宮駅バス停」「西鉄高宮駅東口バス停」下車すぐ

※施設専用の駐車場・駐輪場はありません。

